

平成22年11月12日
チッソ株式会社

事業再編計画の認可申請について

当社は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第9条第1項に基づき、別添のとおり事業再編計画を作成し、本日環境大臣に認可を申請しました。

（事業再編計画に添付した資料の一部は、営業上の機密に係わるため非公表としました。）

事業再編計画

前文

- I 事業会社の設立及び事業会社が発行する株式の総数の引受け
- II 事業譲渡
- III 事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式の引受け
- IV 本計画の実施及び事業譲渡の時期
- V コーポレートガバナンス体制の整備
- VI 事業会社の事業計画
- VII 事業譲渡の時ににおける事業会社の株式の評価額
- VIII 当社の資金計画
- IX 個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済について
- X 債務の履行原資及び債権者の一般の利益について
- XI 今後の認定患者の方への対応について
- XII 地域への貢献について

前文

水俣病問題につきまして、当社の工場排水により水俣病を惹起させてしまい、患者の方はもとより、地元住民の皆様にも、多大なご苦勞、ご迷惑をおかけしたことは、まことに痛恨の極みであり、衷心よりおわび申し上げます。また、救済を求めておられる方々のご心中を拝察し、深くおわび申し上げます。

さらに、当社がこれまで患者補償等の責任を果たす上で、国、熊本県、鹿児島県、地元地方公共団体、関係金融機関をはじめとする関係者の皆様より頂きました多大なご支援に対しまして、厚く御礼申し上げます。

当社は患者の皆様に対する補償責任の完遂を経営の至上命題に掲げ、必死の努力を重ねてまいりました。さらに、平成8年には与党三党合意の解決案に従い、当時訴訟中の原告の方及び訴外で救済を求める方々との間の和解により、紛争解決を図りました。

しかし、その後同様の事態が再燃し、当社はその対応に腐心いたしましたが、関係者のご尽力により、昨年7月「水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が制定されました。

当社は、この特措法に基づく環境大臣からの一時金の支給に関する同意のご要請に対し、本年4月16日に同意する旨を回答しており、特措法に基づき水俣病被害者を救済し、水俣病問題の解決を図ることとしております。そのためには、事業体制を抜本的に再構築し、経営の効率化を一層高め、次世代事業を早期に創出する体制を整えることなどにより、さらなる収益力の強化を図り、事業価値を向上することが必須であります。こうした認識の下にこの事業再編計画(以下「本計画」という。)を策定いたしました。

なお、本計画により当社は事業会社の株式の譲渡を進めるものではありません。当社は、いかなる場合でも認定患者の方への補償責任の完遂、水俣病被害者の救済を行ってまいります。

I 事業会社の設立及び事業会社が発行する株式の総数の引受け

当社は、次のとおり株式会社(以下「事業会社」という。)を設立し、事業会社が設立に際して発行する株式の総数を引受ける。

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 設立の期日 | 認可後、速やかに設立 |
| ② 商号 | 未登記につき非公表 |
| ③ 本店の所在地 | 東京都千代田区 |
| ④ 設立に際して出資される金銭の額 | 300百万円 |
| ⑤ 資本金 | 150百万円 |
| ⑥ 資本準備金 | 150百万円 |
| ⑦ 設立時発行株式の数 | 6,000株 |
| ⑧ 一株当りの引受け価額 | 50,000円 |

II 事業譲渡

当社は、特措法第9条第1項第2号に従い、当社が営んでいる機能材料分野、化学品分野及び加工品分野等の事業活動を継続するために必要な土地、設備など有形・無形の事業財産(以下「対象事業」という。)を事業会社に譲渡する。

当社は、約1,200億円の債務超過状態にある中、特措法に基づく一時金の支払いにより、平成22年度中にも更に数百億円規模で債務超過額が拡大する見込みである。一時金の支給について、資金面では、国・熊本県からの金融支援を頂いているが、債務が増加することで、企業信用力が更に低下するなど、経営上、困難な事態が生じるおそれがある。

事業譲渡を行った時は、特措法第30条第1項の規定に基づく法人税に係る課税の特例の適用を申告し、株式評価額から事業譲渡に係る純資産価額を控除した金額に達するまで、期限切れ繰越欠損金(平成22年3月31日現在で1,209億円)を連結所得の計算上、損金の額に算入する方針である。これらの措置により、患者補償、公的債務の返済及び特措法に基づく一時金の支給を行っていく方針である。

また、本事業譲渡及び関連する手続きは、対象事業を事業会社に譲渡すること及び本計画Ⅲの内容の通り、事業の譲受先となる事業会社の株式を当社が全て所有するものであり、現在当社の所有する財産等を、事業会社を通じ間接的に保有し続けることとなる。また、Ⅴの内容の通り、譲渡後も当社が事業会社の経営、財産を管理、監督する体制を整備する。

III 事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式の引受け

当社は、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を全て引受ける。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1)株式の発行時期 | IVに定める事業譲渡の時期 |
| (2)発行する株式数 | 1,160千株～1,240千株 |
| (3)出資の目的として給付すべき財産 | |
| ① 内 容 | 上記Ⅱの対象事業 |
| ② 価 額 | 58,000百万円～62,000百万円 |
| (4)一株当りの給付金額 | 50,000円 |

(5)増加する資本金の額 31,000百万円

(6)増加する資本準備金の額 27,000百万円～31,000百万円

※上記(2)、(3)②および(6)の株式数または額は、平成22年4月から事業譲渡の時点までの事業活動による利益を見込んだ上で算出した。

IV 本計画の実施及び事業譲渡の時期

(1)本計画の実施の時期 認可後、速やかに実施する

※本計画の期間は、平成26年度までとしているが、当然ながら、この期間後も継続して事業会社の事業を行い、企業価値の向上を目指し補償給付責任の完遂を果たしてまいる所存である。

(2)事業譲渡の時期 平成23年3月（目標）

※事業譲渡の時期については、当社の申立てによる特措法第10条に基づく裁判所の代替許可を踏まえて、事業譲渡の時期を設定し、遅滞なく環境大臣に報告する。

V コーポレートガバナンス体制の整備

1 基本的考え方

当社は、経営形態を見直すことにより、経営と事業遂行を分離し、経営の効率化を一層高める目的で、現在の当社をホールディングカンパニーと位置づけ、水俣病に係る補償を継続するとともに、救済を求めている方への一時金の支給、公的債務の返済の継続及び地域における水俣病対策に適切に貢献しつつ、事業会社の経営を監督する。

これらの事業活動にあたり、事業会社と共に、企業活動を通じて、社会の持続可能な発展に寄与するために、CSRを推進する。

これを踏まえ、事業会社としては、事業環境に即した迅速な対応を図るとともに、事業の競争力を強化する体制を整えつつ、温暖化問題への貢献が期待される太陽電池用原料事業及び二次電池部材市場への参入や、クリーンエネルギーである水力発電の活用

などの事業活動による環境負荷の軽減および地域社会への貢献と共生を図りながら、企業価値の最大化を目指すことをコーポレートガバナンスの基本目標とし、意思決定及び業務執行の迅速化、経営責任の明確化に努める。

2 コーポレートガバナンスの体制

(1) 当社の体制

当社の経営体制を次のとおりとし、グループ全体のガバナンスを遂行する。

① 取締役会

法令、定款に従って設置、運営し、重要な意思決定を行うとともに、代表取締役をはじめ各取締役及び事業会社の執行役員より業務執行状況を報告させ、職務の執行を監督する。

② 監査役会

法令、定款に従って設置、運営し、取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 事業会社の体制

会社の業務執行上の意思決定の迅速化を図り、各分野の業務執行状況の監督を行い、業務執行の責任を明確化するため、次の機関を設ける。

① 取締役会

法令、定款に従って設置、運営し、経営上の意思決定を行うとともに、代表取締役をはじめ各取締役より業務執行状況を報告させ、職務の執行を監督する。

② 経営会議

取締役会により指名された執行役員等で構成し、取締役会に付議すべきものを除き、社長の諮問に基づき重要な業務執行について審議を行う。

③ 監査役会

法令、定款に従って設置、運営し、社内の重要な会議に出席し、取締役の職務

の執行を監査する。

3 内部統制システムの整備

(1) 当社の内部統制

当社の内部管理体制を強化するため、次の機関を拡充強化していく。

① 監理室

内部監査及び財務報告に係る内部統制システムの整備を目的とし、監理室を設け、独立的立場から、内部統制の運用状況ならびに有効性の評価を行い、必要に応じて助言、勧告を行う。

② コンプライアンス委員会

法令遵守を目的とし、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況について審議し、その結果を取締役会に報告する。

(2) 事業会社の内部統制

事業会社の内部管理体制を強化するため、次の機関を設ける。

① 監理室

内部監査及び財務報告に係る内部統制システムの整備を目的とし、監理室を設け、独立的立場から、内部統制の運用状況ならびに有効性の評価を行い、必要に応じて助言、勧告を行う。

② レスポンシブル・ケア会議

社長が主催し(事務局:環境安全品質部)、地域及び地球の環境を保全すること及び地域住民、従業員、顧客の安全を確保することを目的とし、事業活動の過程において、「環境・安全・品質」に対し十分な配慮を行い、各事業所のレスポンシブル・ケア活動状況について把握する。

③ コンプライアンス委員会

法令遵守を目的とし、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況

について審議する。

VI 事業会社の事業計画

事業会社は、本計画に基づいて当社から事業譲渡を受け、その事業運営にあたり、別紙「事業会社の事業計画」の内容を着実に実施することにより、企業価値向上に努める。

なお、事業計画の期間は平成26年度までとしているが、当然ながら、この期間後も継続して事業を行い、企業価値の向上を目指すとともに、地域への貢献を果たしてまいる所存である。

VII 事業譲渡の時ににおける事業会社の株式の評価額

第三者算定機関の算定結果を基に、当社は事業会社の株式価値を1,950億円～2,350億円と評価した。

【第三者算定機関による算定結果】

①算定の基礎及び経緯

事業会社の株式価値については、その算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社は独立した第三者算定機関に算定を依頼することとした。

②算定機関との関係

第三者算定機関は当社の関連当事者には該当しない。

③提供した情報の内容

第三者算定機関が事業会社の株式価値を算定するに際し、当社が第三者算定機関に提供した情報及び公開情報は正確かつ完全であり、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性のある事実で、第三者算定機関に対して未開示の事実はない。

④算定結果

第三者算定機関は、事業会社の株式価値について、ディスカунティッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」という。)、類似企業比較法を採用して算定を実施した。この算定の方法及び結果は、第三者算定機関の正式な機関決定プロセスを経て決定されている。

各算定手法による事業会社の株式価値の算定結果は、以下のとおり。

採用手法	株式価値の評価レンジ
DCF法	1,942 ～ 2,390 億円
類似企業比較法	1,994 ～ 2,261 億円

※DCF法

当社が準備・作成した事業計画から計算されたフリーキャッシュフロー及び以降の残存価値を事業会社の想定WACC(加重平均資本コスト)で割引いて現在価値を求め、別建評価資産・負債等及び有利子負債等を加減し株式価値を算定している

※類似企業比較法

事業会社と類似の事業を行っている上場企業を選定し、当該企業の公開財務データに基づき算定した企業価値倍率から事業会社の企業価値を求め、資産調整勘定の現在価値及び純有利子負債を加減し株式価値を算定している

- ・ 第三者算定機関は、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性のある事実で第三者算定機関に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ資産・負債については独自の評価または査定を行っていないことを前提としている。
- ・ かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていることならびにかかる算定は平成22年3月31日現在の情報に現時点の経済情勢を反映したものであることを前提としている。
- ・ この第三者算定機関が提出した算定結果は、当社が事業会社の株式価値を決定するにあたり、参考値としてその適正レンジを評価・提示するものであり、これを基にして当社が決定した事業会社の株式価値について、この第三者算定機関に対し意見の表明は求めている。

Ⅷ 当社の資金計画

今後5年間の当社の資金計画は、資金収支表(別表)のとおりであり、事業会社からの配当金により、個別補償協定の履行及び公的支援に係る借入金債務の返済を確実に行う。

Ⅸ 個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済について

本年5月に救済措置の受付が開始され、特措法第七条第二項によれば、「救済措置の開始後三年を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。」とされている。本計画の実施は、「Ⅷ当社の資金計画」に示すとおり、本年度及び少なくとも平成26年度までの間において、個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に支障を生じるものではない。

また、この期間後も継続して、個別補償協定の将来にわたる履行をする。

Ⅹ 債務の履行原資及び債権者の一般の利益について

本計画に則り事業再編を実施することにより、事業会社は、税務上当社の事業価値を営業権として計上し、その営業権を償却することが可能となり、それにより生ずる資金をもって配当に充て、当社は一時金の支給及び認定患者の方への将来にわたる補償を確実なものとすることができる。このように、本計画の実施は、財政面における経営の安定につながり、当社の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少することはないと考えている。

以上のことから、本計画の内容は、当社の債務の履行原資を減少せず、むしろ増加させることになることから、債権者の一般の利益に反するものではないと考えている。

XI 今後の認定患者の方への対応について

1. 補償及び患者センターの継続

事業再編は、認定患者の方と当社との間の補償協定の内容に変更を及ぼすものではありません。事業再編後の認定患者の方への補償に関しては、当社が、「Ⅷ 当社の資金計画」及び「事業会社の事業計画 Ⅲ. 事業会社の配当方針」に記載しているとおり、事業会社からの配当により、現状と同様に、協定書に基づく補償内容を継続します。

当社は、今後如何なる経済情勢下においても、患者補償を優先して実施する所存であります。そのために本計画を実施し、企業信用力の向上による取引の活性化、優秀な人材の確保等から競争力の強化を図り、事業会社の経営の安定化に努め、患者補償を確実に実行できるよう事業会社からの配当を確保していきます。

本計画の実施は、今次救済措置の方針に基づく一時金の支払、公的債務の返済及び補償資金の確保などを確実に実行するために必要ですが、当社は、資金確保の観点の施策に止まらず、今後も血の通った補償を実施するため、現在、患者の方々に行っている補償事務を遂行すると共に、個々の相談、お世話など患者センター機能を存続していきます。

2. 認定患者に対するその他の施策等

今後ますます高齢化が進む認定患者の方が、将来とも安心して暮らしていけるよう、国、関係自治体にて検討されている明水園の拡充など、必要な施策に、当社は、協力していきます。

なお、特措法に定める救済措置の住民への周知を行うとともに、国、関係自治体の特措法に基づいて行う施策に対しても、当社は、必要に応じ、適切に対応するよう努めます。

XII 地域への貢献について

当社は、これまでも、平成20年から青少年のスポーツ大会を主催または協賛し、県・市駅伝競走大会、みなまた物産展、労基協会親善ソフトボール大会、恋龍祭、競り舟大会、海と川のクリーンアップ大会などに参加するなど、地域の活性化のために活動してまいりました。事業においても、地域で収穫されたミカンより抽出したオイルを利用し、地元企業と共同でサニタリー製品の「ミカンのきれい」シリーズを開発いたしました。また、水俣市及び水俣・芦北広域行政事務組合の付託に応え、海洋投棄していたし尿・汚泥を陸上処理し、肥料化するため、(株)アール・ビー・エス「月の浦センター」を建設しました。

今後も地域の一員として、当社は勿論、事業会社としても当社と協同してこれまで以上に社会への貢献に尽力していく所存であり、家族を含めた従業員と地域の深い繋がりをさらに深めるとともに、水俣地域の発展のため従来にもまして積極的に地域活動へ参加していきます。

以 上

資金収支表 - チッソ（特定事業者）

（別表）

		事業再編前	事業再編後				(単位: 億円)
		平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)	平成23~26計 合計
経常 収支	経常利益〔 事業会社からの配当金 〕	160	[78]	[82]	[88]	[87]	[335]
	運営経費他	△1	△4	△4	△4	△4	△16
	法人税等	22	19	18	14	18	69
	設備投資	△46	-	-	-	-	-
	その他資金増減	△17	-	-	-	-	-
経常資金収支計		118	93	96	98	101	388
金融資金収支計		△11	-	-	-	-	-
特別 収支	患者継続補償金	△23	△22	△22	△21	△21	△86
	公的融資返済	△38	△71	△74	△77	△80	△302
	公的融資借入	475					-
	一時金支払	△475					-
特別資金収支計		△61	△93	△96	△98	△101	△388
資金収支計		46	-	-	-	-	-
債務超過額（年度末）		△1,548	△1,491	△1,429	△1,362	△1,290	

<前提条件>

本計画は、平成12年2月8日の閣議了解により決定された当社に対する抜本的支援措置及び平成20年12月24日「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ」にて合意された内容が、経営形態見直し後も引き続き実施されることを前提とした。

- (注1) 事業会社からの配当金等により、個別補償協定に係る債務及び公的支援に係る借入金債務の返済を所定のルールに基づき履行する。上記以上に個別補償で必要な額が生じた場合も、所要額を支払うこととしている。
- (注2) 特措法に基づく救済措置の方針に定める一時金（加算金を含む。）の支払いについては、国及び熊本県より財政支援をいただいで、これを円滑に実行する。上記資金収支表の計数以上に一時金の支払が生じた場合は、その支払に支障が生じないように必要に応じ、関係機関に要請することとしている。
- (注3) 「環境大臣が指定する債務」については、引き続き関係金融機関等からの支援をご継続いただく。

別紙

事業会社の事業計画
(平成22年度～平成26年度)

平成22年11月
チッソ株式会社

目 次

I. 事業計画の内容

(1) 経営環境認識と事業方針

(2) 利益水準

(3) 各分野における事業方針

(4) 研究開発方針

(5) 設備投資計画

(6) 環境保全への取り組み

II. 今後の事業計画と地域との関係

III. 事業会社の配当方針

I. 事業計画の内容

(1) 経営環境認識と事業方針

足下における我が国経済は、政府の緊急経済対策をはじめとする景気対策や消費刺激策及び好調な輸出に支えられ着実な回復基調にあるものの、一方で、依然として雇用情勢が厳しいなかで、物価の下落によるデフレ状態が継続しており、急激な為替変動やエコポイント等の終了に伴う反動が懸念されるなど、景気の先行きに対する不透明感を払拭できない状況にある。

政府はこうした閉塞状況を打破するため、経済・財政・社会保障の一体的立て直しを主眼とする新成長戦略を決定し、地球温暖化対策を含む「グリーンイノベーション」や「アジア経済戦略」など7つの戦略分野における施策の実現により、2020年までの平均で2%を上回る経済成長を目指すとの方針が示された。

このような事業環境の中、当社は平成22年度から平成26年度の5カ年の事業計画を定め、将来にわたって旺盛な需要が見込まれる新興国、特にアジアにおいて、液晶をはじめとする電子情報分野及び繊維製品を中心に積極的な事業展開を図るとともに、既存製品においては高付加価値化と、世界市場でのコスト競争力の強化を図る。さらに、環境エネルギー分野を中心に新規事業の早期創出、他社と共同した事業分野の拡大など、強靱な企業体質を構築していくことを最重要課題とする。

(2) 利益水準

本事業計画に示す年間連結経常利益は、平成21年度の220億円から、本計画に掲げた諸施策の実行により、本計画期間内に60億円増加させ、平成26年度には280億円の計画とした。

(3) 各分野における事業方針

本事業計画においては、世界シェアを二分する液晶を中心とした機能材料分野を事業会社の戦略事業と位置づけ、この分野へ積極的に資源を投入することにより、景気の動向に左右されない強靱な企業体質を確たるものにする。さらに、基盤事業である化

学品分野及び繊維、肥料などの加工品分野では、国内需要の低迷や海外資源国の台頭に対応するため選択と集中を徹底し、さらなる生産性の向上とコストダウンにより、国内外での安定収益確保に努めるものとする。また成長分野と目される電子情報分野、エネルギー・環境分野を新規事業ドメインと位置づけ、新たな経営の柱となり得る次世代事業を早期に創出できるよう経営資源を投入する。

これにより、高収益な企業体質と企業価値の飛躍的な向上の実現を目指していく。

① 機能材料分野

<液晶>

2010年のノーベル化学賞は、北海道大学鈴木名誉教授の「鈴木クロスカップリング反応」が受賞された。当社は、1995年頃より、鈴木先生の成果を基に、効率的に、高機能な液晶材料を製造してきたが、表示媒体としての液晶ディスプレイは、新興国を中心に今後も旺盛な需要の伸びが期待できることから、市場の要求にタイムリーに応えるべく次の基本方針をもって事業を展開する。

- ・ 水俣製造所における液晶化合物の合成・精製能力を高めるとともに、大型ブランド技術の早期確立により、五井製造所及び台南工場(台湾)の生産性を格段に向上させ、さらなるコスト競争力の向上を図る。
- ・ 高機能で低コストの新規液晶材料を開発し、上市を加速させる。
- ・ 韓国、台湾、日本及び中国での顧客・技術サービスを充実させ、顧客と一体となった製品開発により、差別化を徹底する。

<電子部品>

液晶ディスプレイ表示装置に使用される駆動用半導体の実装加工を行う電子部品事業では、これまでの努力で獲得したコスト競争力を武器に、主要顧客との関係をさらに強化して既存事業の安定化を図るとともに、新規ビジネスにも注力し事業領域の拡大を目指す。

② 化学品分野

<化学品>

自動車国内生産の減少、中東や中国の石化事業参入など、劇的な事業環境の変化

に対応すべく、日本ポリプロ(株)のポリプロピレン事業の永続的な発展に向けた基盤強化を図る。また、オキソ事業は、ブタノールをはじめとする誘導品のコスト競争力の徹底した強化を図る。

a 樹脂事業(日本ポリプロ(株))

- ・ 五井製造所でのスクラップアンドビルドを進め、気相法の新鋭製造設備への転換により国際コスト競争力を強化する。
- ・ 独自技術による高性能な樹脂を開発し、高収益体質の実現を図る。

b オキソ事業

- ・ ブタノール及びその誘導品を中心としたオキソアルコールの事業は、一層の合理化によりコスト競争力の向上に努めるとともに、環境負荷の低い新規製品を開発する。

③ 加工品分野

<繊維>

「複合繊維の世界トップメーカー」を事業ビジョンに、原綿から不織布までの一貫メーカーとして事業拡充を図り、高収益構造を実現するため、守山工場の製造設備の新鋭化を進め生産量と生産性を向上させる。

衛生材料分野においては、顧客の事業戦略に合わせて、特に中国、東南アジアでの不織布の供給体制を整える。また、非衛生材料分野は医療用資材などを中心に積極的に拡販を図る。

<肥料(ジェイカムアグリ(株))>

平成21年10月に事業統合により設立したジェイカムアグリ(株)は、その統合シナジーを最大化して、被覆肥料をはじめとした高機能商品の拡充と徹底したコスト削減を推進する。

④ 電気

クリーンエネルギーである水力発電事業は、事業会社の安定した収益基盤であり、今後とも発電設備の継続的な維持、更新によって運転効率の向上と安定した発電に努めるとともに、積極的な有効活用を図る。

⑤ 新規事業

<電子情報材料>

電子情報材料は、液晶事業とのシナジーが最も期待できる。

プリンタブルエレクトロニクス材料であるポリイミドインクと紫外線硬化型インクは、当社独自の技術により常にマーケットをリードしており、早期育成及び事業化を図る。

有機EL事業は、電子輸送材料と青色発光材料で大手顧客と連携し、早期事業化を図る。

<エネルギー・環境>

太陽電池は、政府の新成長戦略の柱の一つであるグリーンイノベーションの創出及び地球温暖化問題への貢献が期待され、需要が全世界で急拡大している。

太陽電池の原料である多結晶シリコンは、コスト競争力に優れた独自の生産技術を用いて、早期の市場参入を図る。

また、成長著しい二次電池の分野では、電気自動車用に市場の急速な拡大が期待されるリチウムイオン二次電池の正極材料やセパレーターへ参入することにより、早期に新規事業を立ち上げる。

(4) 研究開発方針

一世紀を超える歴史の中で、蓄積してきた膨大な技術情報や研究開発ノウハウと、有機合成技術など当社の得意技術を強みとして、さらに新技術を積み重ねることによって、新規事業の早期創出と既存事業の業容拡大を推進する。

特に、今後成長が見込まれる電子情報材料、精密加工品、エネルギー・環境の3事業をターゲットに、活力ある研究開発を遂行するとともに、地球環境にやさしい技術及び製品の開発に注力する。

また、「選択・集中・スピードアップ」をキーワードとして、他社に先駆けて生み出す革新的な研究開発成果をスピーディーに事業化へ結びつける。

(5) 設備投資計画

本事業計画の策定期間における設備投資は、新規事業及び連結子会社を含め、総額710億円を予定している。その内、水俣製造所(熊本ファイン(株)、サン・エレクトロニクス(株)を含む。)における設備投資は、総額の約40%に相当する280億円の投資額を予定している。

機能材料分野においては、水俣製造所における液晶合成能力の増強を予定するほか、五井製造所(チッソ石油化学(株))での液晶大型ブレンド新設等ブレンド能力拡大投資を計画するなど、積極的な拡充を図る。

加工品分野においては、守山工場(チッソポリプロ繊維(株))において原綿製造設備の生産性革新投資をはじめ、不織布事業の強化を図る。

なお、新規事業についても積極的に経営資源を投入することとし、リチウムイオン電池関連材料やプリンタブルエレクトロニクス関連材料の生産設備の新增設を予定するなど、今後成長が期待されるエネルギー・環境関連事業分野、電子情報材料分野を新規事業の主力として位置づけ、今後5年間の設備投資額は110億円を計画している。

(6) 環境保全への取り組み

事業会社は、「ゼロエミッション」、「省エネルギー」をレスポンスブル・ケアの行動方針として掲げ、環境への化学物質・廃棄物等の排出量削減に取り組み、事業活動による環境負荷の低減に努める。

「ゼロエミッション」に向けては、事業会社の事業及び敷地等に係る化学物質の大気、水質、土壌など環境への排出状況を常時監視し、把握及び報告を行い、必要に応じてその抑制や環境負荷低減に資する設備の導入などの措置を講じて、環境に関する基準を遵守する。

「省エネルギー」では、主力工場である水俣、五井両製造所で、環境負荷が低い鉄道輸送の積極的活用などの物流合理化により、エネルギー消費の低減や二酸化炭素排出量の削減を実現しており、今後も輸送経路の見直しやエコタイヤの装着促進など新たな施策の導入に努める。

これらの活動状況は、毎年発行する「レスポンシブル・ケア レポート」としてまとめ、公表していく。

Ⅱ. 今後の事業計画と地域との関係

水俣における有形固定資産は、チッソグループ全体の45%を占めており、今後も液晶事業を中心に水俣での事業を継続し、最新鋭設備を備えた研究棟の建設や新規事業に関しても積極的に設備投資を実施する。また、新規事業で記載したとおり、省エネルギー、環境関連分野であるリチウムイオン電池用材料や電子部品半導体回路形成時の有機溶剤フリーであるインクジェットインク材料などの事業化を計画しており、既存のRBS(リアクターバイオシステム)排水処理設備事業と併せて、環境モデル都市水俣にマッチした事業展開を推進する。さらに、熊本、宮崎、鹿児島各県内に所有する13ヶ所の水力発電所から得られる電力は、コストの面はもちろん、クリーンエネルギーとして貴重な財産となっており、二酸化炭素排出量を極力ゼロに近づけ、地域に配慮した環境に優しい事業場を目指していく。

雇用の面においては、チッソグループ約4,000名の従業員の内、およそ1/3が水俣地域に勤務し、二世帯、三世帯の従業員も少なくない。採用は、地元を中心に行っており、かつ、このような背景から良好な労使関係が形成されている。今後も地域からの新規採用を継続し、前述の事業展開により、協力会社を含めた地域の雇用創出を図っていく。

Ⅲ. 事業会社の配当方針

事業会社は、持株会社であるチッソ株式会社が、継続補償受給者に対する補償給付、抜本的支援措置に基づく公的債務の返済及び当社を運営するに当り必要となる経費等に係る資金について、支障が生じないよう配当を行う。

附表 利益水準と設備投資計画

1. 売上高、経常利益

単位：億円

項 目	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
売上高	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900
経常利益	240	250	260	270	280

2. 従業員数

項 目	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
グループ従業員数	4,030	4,040	4,060	4,060	4,060
(内水俣地区)	(1,220)	(1,240)	(1,260)	(1,270)	(1,270)

・従業員数は、年度末人員(人)

3. 設備投資

単位：億円

項目	平成22年度 (計画)	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)
設備投資額()	130	130	140	140	170

設備投資額(内訳)

単位：億円

地域・分野・子会社		投資金額 (5年間合計)
水俣製造所	機能材料・化学品・電気	280
五井製造所	機能材料・化学品	145
守山工場	加工品	60
戸畑工場	機能材料	15
新規事業	(電子情報材料・エネルギー・環境)	110
連結子会社		100
合計		710